様式第２号（第９条関係）

下請工事完了後チェックリスト

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（当該下請工事における元請）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号・名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　表　者

|  |  |
| --- | --- |
| 契約相手方（下請）の商号・名称 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　　　　　　　　　目 | は　い | いいえ |
| 1 | 下請への支払いは契約書に従い適切に行った。 |  |  |
| 2 | 完成検査は、下請からの完成通知後２０日以内に実施した。 |  |  |
| 3 | 完成検査終了後、直ちに下請から工事目的物の引渡しを受けた。 |  |  |
| 4 | 下請への代金支払いは、注文者から請負代金の部分払又は工事完了後における支払を受けたときから１か月以内に行った。  　ただし、自身が特定建設業者であり、下請が一般建設業者かつ資本金4,000万円未満である場合は、上記にかかわらず、下請から引渡しの申し出を受けた日から50日以内に代金の支払いを行った。 |  |  |
| 5 | 下請への代金支払いに手形払を併用する場合、手形期間は６０日以内とした。 |  |  |
| 6 | 下請は、社会保険等加入者（加入義務のない者を含む。）である。 |  |  |
| 7 | その他、法令や南相馬市元請・下請適正化指導要綱に抵触する事実はなかった。 |  |  |

［記入上の注意］

１　市発注工事に係る全ての下請契約（※１）について、各々の元請（※２）が自ら下請発注した工事の完了後に、上記の項目を確認すること。

２　市から直接工事を請け負った元請は、当該工事の全ての下請契約（※１）に係る本チェックリストを取りまとめの上、下請負報告書提出時に市に提出すること。

３　「いいえ」の欄に該当がある場合は、法令等に違反しているおそれがあるので、直ちに改善すること。

|  |
| --- |
| ※１　「全ての下請契約」には２次下請以降における下請契約も含む。  ※２　「各々の元請」には市から直接工事を請け負った元請だけでなく、２次下請以降におけるそれぞれの元請も含む。（例えば２次下請契約においては１次下請人が元請、２次下請人が下請である。） |